

する副大臣がその職務を代行することができる。

7 副本部長及び本部員以外の本部の職員は、内閣官房の職員、指定行政機関の長（国務大臣を除く。）その他の職員又は関係する指定地方行政機関の長その他の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。（本部の所掌事務）

第八条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 指定行政機関が次条第一項に規定する実施方針に基づき実施する食料供給困難事態対策の総合的な推進に関する事務。
- 2 第十一条第一項及び第二項並びに第十三条の規定により本部長の権限に属する事務。
- 3 前二号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務。

（実施方針）

第九条 本部は、基本方針に基づき、食料供給困難事態対策の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めるものとする。

2 実施方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 供給を確保すべき特定食料及び当該特定食料に係る特定資材（以下「措置対象特定食料等」という。）。
- 2 措置対象特定食料等の期間別の供給目標数量。
- 3 食料供給困難事態対策の実施に関する全般的な方針。

四 食料供給困難事態対策の実施に関する重要な事項

- 1 本部長は、実施方針を定めたときは、直ちに、当該実施方針を公示してその周知を図らなければならぬ。
- 2 前項の規定は、実施方針の変更について準用する。（指定行政機関の長の権限の委任）
- 3 本部長は、実施方針を公示してその周知を図らなければならぬ。
- 4 前項の規定は、実施方針の変更について準用する。（指定行政機関の長の権限の委任）

第十一条 指定行政機関の長（当該指定行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該指定行政機関。以下同じ。）は、本部が設置された

ときは、食料供給困難事態対策の実施のため必要な権限の全部又は一部を当該本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。

2 指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

（本部長の総合調整等）

第十二条 本部長は、食料供給困難事態対策を的確かつ迅速に実施するため特に

確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、実施方針に基づき、指定行政機関の長並びに第十一条第一項の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定行政機関の職員に対し、必要な指示を出し、指定行政機関が実施する食料供給困難事態

対策に関する総合調整を行なうことができる。

2 本部長は、食料供給困難事態対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、実施方針に基づき、地方公共団体の長、措置対象特定食料等の出荷、販売、輸入、生産又は製造の事業を行う者の組織する団体その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

3 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を副本部長に委任することができる。

4 本部長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。（食料供給困難事態の発生の公示等）

5 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を副部長に委任することができる。

6 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

7 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

8 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

9 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

10 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

11 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

12 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

13 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

14 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

15 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

16 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

17 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

18 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

19 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

20 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

21 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

22 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

23 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

24 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

25 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

26 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

27 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

28 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

29 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

難事態対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに第十一条第一項の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定行政機関の職員に対し、必要な指示を出し、指定行政機関が実施する食料供給困難事態

対策に関する総合調整を行なうことができる。

2 本部長は、食料供給困難事態対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、実施方針に基づき、地方公共団体の長、措置対象特定食料等の出荷又は販売の事情を考慮して当該措置対象特

定食料等の出荷又は販売の調整をすることがで

きると認められるものに対し、当該出荷販売計画を変更すべきことを指示することができる。

3 第二項の規定による指示に従つて届出をした出

荷販売業者は、その届出に係る出荷販売計画に沿つて届出がされた全ての出荷販売計画に沿つて当該措置対象特定食料等の出荷又は販売が行われたとしても食料供給困難事態を解消することができ

る。（本部の廃止）

2 内閣総理大臣は、本部が廃止されたときは、その旨を国会に報告するとともに、その旨を公示しなければならない。

3 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を副本部長に委任することができる。

4 本部長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。（出荷又は販売に関する要請等）

5 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を副部長に委任することができる。

6 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

7 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

8 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

9 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

10 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

11 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

12 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

13 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

14 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

15 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

16 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

17 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

18 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

19 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

20 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

21 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

22 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

23 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

24 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

25 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

26 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

27 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

28 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

29 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

困難であると認めるときは、当該届出をした出荷販売業者であつて、その届出に係る出荷販売計画の内容その他の当該措置対象特定食料等の出荷又は販売の事情を考慮して当該措置対象特

定食料等の出荷又は販売の調整をすることがで

きると認められるものに対し、当該出荷販売計画を変更すべきことを指示することができる。

3 第二項の規定による指示に従つて届出をした出

荷販売業者は、その届出に係る出荷販売計画に沿つて当該措置対象特定食料等の出荷又は販売が行われたとしても食料供給困難事態を解消することができ

る。（本部の廃止）

2 内閣総理大臣は、本部が廃止されたときは、その旨を国会に報告するとともに、その旨を公示しなければならない。

3 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を副本部長に委任することができる。

4 本部長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。（出荷又は販売に関する要請等）

5 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を副部長に委任することができる。

6 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

7 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

8 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

9 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

10 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

11 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

12 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

13 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

14 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

15 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

16 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

17 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

18 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

19 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

20 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

21 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

22 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

23 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

24 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

25 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

26 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

27 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

28 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

29 本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を本部長に委任することができる。

（農林水産物の生産に関する要請等）

第十七条 主務大臣は、本部設置期間において、

食料供給困難事態の発生を未然に防止し、又は

食料供給困難事態を解消するため、措置対象特

定食料等（特定食料及び特定資材のうち農林水産物に限る。以下この条において同じ。）の生産を促進することが必要であると認めるときは、当該措置対象特定食料等の生産の事業を行う者（以下この条において「農林水産物生産業者」という。）に対し当該措置対象特定食料等の生産を促進するよう要請し、又は農林水産物生産業者以外の者であつて当該措置対象特定食料等の生産をすることができる見込みがあるものとして主務省令で定める要件に該当するもの（次項及び第二十一条第一項において「農林水産物生産可能業者」という。）に対し当該措置対象特定食料等の生産に協力するよう要請することができる。

2

第十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による要請に係る農林水産物生産業者等（農林水産物生産業者及び農林水産物生産可能業者をいう。以下この条及び第十九条において同じ。）について準用する。この場合において、第十五条第二項中「措置対象特定食料等」とあるのは「生産計画」と読み替えるものとする。

第十五条第二項中「措置対象特定食料等」とあるのは「同条第一項に規定する措置対象特

定食料等」と、同条第五項中「第三項」とあるのは「第十七条第一項において読み替えて準用する第三項」と、「出荷又は販売」とあるのは「生産」と、同条第六項中「第四項」とあるのは「第十七条第三項若しくは第四項」と、「出荷若しくは販売」とあるのは「生産」と読み替えるものとする。

（加工品等の製造に関する要請等）

第十八条 主務大臣は、本部設置期間において、

食料供給困難事態の発生を未然に防止し、又は

食料供給困難事態を解消するため、措置対象特

定食料等（特定食料及び特定資材のうち農林水

産物以外のものに限る。第三項において同じ。）

の製造を促進することが必要であると認めると

きは、当該措置対象特定食料等の製造の事業を行

う者（以下この条及び次条において「加工品等製造業者」という。）に対し、当該措置対象特

定食料等の製造を促進するよう要請すること

ができる。

第十五条第二項から第六項までの規定は、前

項の規定による要請に係る加工品等製造業者に

つて変更した出荷販売計画に沿って措置対象特

定食料等の出荷又は販売の調整を行う出荷販売

業者、第十六条第二項において読み替えて準用

する第十五条第四項の規定による指示に従つて

変更した輸入計画（第十六条第二項において読み替えて準用する第十五条第二項に規定する輸

入計画をいう。）に沿つて措置対象特定食料等

の輸入を行う輸入業者、第十七条第三項又は第

四項の規定による指示に従つて変更した生産計

画に沿つて同条第二項に規定する措置対象特定

食料等の生産を行う農林水産物生産業者等及び

前条第二項において読み替えて準用する第十五

条第四項の規定による指示に従つて変更した製

造計画（前条第二項において読み替えて準用す

る第十五条第二項に規定する製造計画をいう。）

に沿つて前条第一項に規定する措置対象特定食

料等の製造を行う加工品等製造業者に対し、こ

れらの出荷若しくは販売の調整、輸入、生産又

は製造がこれらを行う者の経営に及ぼす影響を

回避するために必要な財政上の措置その他の措

置を講ずるものとする。

（その他の食料供給困難事態対策）

第二十条 指定行政機関の長及び指定地方行政機

関の長は、本部設置期間において、措置対象特

定食料等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又

は生ずるおそれがあるときは、実施方針で定め

るところにより、関税定率法（明治四十三年法

律第五十四号）、生活関連物資等の買占め及び

売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和

四十八年法律第四十八号）、国民生活安定緊急

措置法（昭和四十八年法律第一百二十一号）、主

要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平

成六年法律第一百三十三号）、物価統制令（昭和二

十一年勅令第百十八号）その他法令の規定に基

づく措置その他適切な措置を講じなければなら

ない。

第二十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機

関の長は、本部設置期間において、措置対象特

定食料等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又

は生ずるおそれがあるときは、実施方針で定め

るところにより、関税定率法（明治四十三年法

律第五十四号）、生活関連物資等の買占め及び

売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和

四十八年法律第四十八号）、国民生活安定緊急

措置法（昭和四十八年法律第一百二十一号）、主

要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平

成六年法律第一百三十三号）、物価統制令（昭和二

十一年勅令第百十八号）その他法令の規定に基

づく措置その他適切な措置を講じなければなら

ない。

第二十二条 指定行政機関の長及び指定地方行政機

関の長は、本部設置期間において、措置対象特

定食料等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又

は生ずるおそれがあるときは、実施方針で定め

るところにより、関税定率法（明治四十三年法

律第五十四号）、生活関連物資等の買占め及び

売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和

四十八年法律第四十八号）、国民生活安定緊急

措置法（昭和四十八年法律第一百二十一号）、主

要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平

成六年法律第一百三十三号）、物価統制令（昭和二

十一年勅令第百十八号）その他法令の規定に基

づく措置その他適切な措置を講じなければなら

ない。

第二十三条 指定行政機関の長及び指定地方行政機

関の長は、本部設置期間において、措置対象特

定食料等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又

は生ずるおそれがあるときは、実施方針で定め

るところにより、関税定率法（明治四十三年法

律第五十四号）、生活関連物資等の買占め及び

売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和

四十八年法律第四十八号）、国民生活安定緊急

措置法（昭和四十八年法律第一百二十一号）、主

要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平

成六年法律第一百三十三号）、物価統制令（昭和二

十一年勅令第百十八号）その他法令の規定に基

づく措置その他適切な措置を講じなければなら

ない。

第二十四条 指定行政機関の長及び指定地方行政機

関の長は、本部設置期間において、措置対象特

定食料等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又

は生ずるおそれがあるときは、実施方針で定め

るところにより、関税定率法（明治四十三年法

律第五十四号）、生活関連物資等の買占め及び

売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和

四十八年法律第四十八号）、国民生活安定緊急

措置法（昭和四十八年法律第一百二十一号）、主

要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平

成六年法律第一百三十三号）、物価統制令（昭和二

十一年勅令第百十八号）その他法令の規定に基

づく措置その他適切な措置を講じなければなら

ない。

第二十五条 指定行政機関の長及び指定地方行政機

関の長は、本部設置期間において、措置対象特

定食料等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又

は生ずるおそれがあるときは、実施方針で定め

るところにより、関税定率法（明治四十三年法

律第五十四号）、生活関連物資等の買占め及び

売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和

四十八年法律第四十八号）、国民生活安定緊急

措置法（昭和四十八年法律第一百二十一号）、主

要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平

成六年法律第一百三十三号）、物価統制令（昭和二

十一年勅令第百十八号）その他法令の規定に基

づく措置その他適切な措置を講じなければなら

ない。

第二十六条 指定行政機関の長及び指定地方行政機

関の長は、本部設置期間において、措置対象特

定食料等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又

は生ずるおそれがあるときは、実施方針で定め

るところにより、関税定率法（明治四十三年法

律第五十四号）、生活関連物資等の買占め及び

売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和

四十八年法律第四十八号）、国民生活安定緊急

措置法（昭和四十八年法律第一百二十一号）、主

要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平

成六年法律第一百三十三号）、物価統制令（昭和二

十一年勅令第百十八号）その他法令の規定に基

づく措置その他適切な措置を講じなければなら

ない。

第二十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機

関の長は、本部設置期間において、措置対象特

定食料等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又

は生ずるおそれがあるときは、実施方針で定め

るところにより、関税定率法（明治四十三年法

律第五十四号）、生活関連物資等の買占め及び

売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和

四十八年法律第四十八号）、国民生活安定緊急

措置法（昭和四十八年法律第一百二十一号）、主

要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平

成六年法律第一百三十三号）、物価統制令（昭和二

十一年勅令第百十八号）その他法令の規定に基

づく措置その他適切な措置を講じなければなら

ない。

第二十八条 指定行政機関の長及び指定地方行政機

関の長は、本部設置期間において、措置対象特

定食料等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又

は生ずるおそれがあるときは、実施方針で定め

るところにより、関税定率法（明治四十三年法

律第五十四号）、生活関連物資等の買占め及び

売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和

四十八年法律第四十八号）、国民生活安定緊急

措置法（昭和四十八年法律第一百二十一号）、主

要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平

成六年法律第一百三十三号）、物価統制令（昭和二

十一年勅令第百十八号）その他法令の規定に基

づく措置その他適切な措置を講じなければなら

ない。

第二十九条 指定行政機関の長及び指定地方行政機

関の長は、本部設置期間において、措置対象特

定食料等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又

は生ずるおそれがあるときは、実施方針で定め

るところにより、関税定率法（明治四十三年法

律第五十四号）、生活関連物資等の買占め及び

売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和

四十八年法律第四十八号）、国民生活安定緊急

措置法（昭和四十八年法律第一百二十一号）、主

要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平

成六年法律第一百三十三号）、物価統制令（昭和二

十一年勅令第百十八号）その他法令の規定に基

づく措置その他適切な措置を講じなければなら

ない。

第三十条 指定行政機関の長及び指定地方行政機

関の長は、本部設置期間において、措置対象特

定食料等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又

は生ずるおそれがあるときは、実施方針で定め

るところにより、関税定率法（明治四十三年法

律第五十四号）、生活関連物資等の買占め及び

売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和

四十八年法律第四十八号）、国民生活安定緊急

措置法（昭和四十八年法律第一百二十一号）、主

要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平

成六年法律第一百三十三号）、物価統制令（昭和二

十一年勅令第百十八号）その他法令の規定に基

づく措置その他適切な措置を講じなければなら

ない。

第三十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機

関の長は、本部設置期間において、措置対象特

定食料等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又

は生ずるおそれがあるときは、実施方針で定め

るところにより、関税定率法（明治四十三年法

律第五十四号）、生活関連物資等の買占め及び

売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和

四十八年法律第四十八号）、国民生活安定緊急

措置法（昭和四十八年法律第一百二十一号）、主

要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平

成六年法律第一百三十三号）、物価統制令（昭和二

十一年勅令第百十八号）その他法令の規定に基

づく措置その他適切な措置を講じなければなら

ない。

第三十二条 指定行政機関の長及び指定地方行政機

関の長は、本部設置期間において、措置対象特

定食料等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又

は生ずるおそれがあるときは、実施方針で定め

るところにより、関税定率法（明治四十三年法

律第五十四号）、生活関連物資等の買占め及び

<p

(主務大臣等)

第二十二条 この法律における主務大臣は、特定食料又は特定資材の出荷、販売、輸入、生産又は製造の事業を所管する大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第七章 罰則

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第二項（第十六条第二項、第十七条第二項及び第十八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による指示に違反して、届出をしなかったとき。

二 第十五条第三項（第十六条第二項、第十七条第二項及び第十八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をしなかったとき。

3 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項各号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

3 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為について法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十四条 第二十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。